

共済組合・互助会の掛金免除の特例について

共済組合員・互助会員である間は、本人は掛金を払わなければなりません。特例として掛金免除が認められている場合があります。

具体的には、共済は、育児休業及び産前・産後休暇の期間で、互助会は、育児休業、疾病または負傷による無給休職の期間です。ただし、免除申請の手続が必要です。

また、掛金を給与控除できない場合は、納付書により個別に納めていただきます。

| 主な区分 | 共済組合 | 互助会 | 備考 |
|---|------|------|-----------------------------------|
| 育児休業 | 免除※ | 免除 | 要：免除申請 ※R4. 10 共済組合の 免除要件改正 |
| 産前・産後休暇 | 免除 | 免除なし | 要：免除申請 |
| 無給休職 (疾病または負傷による) | 免除なし | 免除 | 要：免除申請 |
| 育児短時間勤務 | 免除なし | 免除なし | |
| 育児部分休業 | 免除なし | 免除なし | |
| 子育て部分休業 | 免除なし | 免除なし | |
| 短期介護休暇 | 免除なし | 免除なし | |
| 看護休暇 | 免除なし | 免除なし | |
| 介護休暇 | 免除なし | 免除なし | |
| 介護時間 | 免除なし | 免除なし | |
| 無給休職（疾病または負傷 以外の事由による） ※自己啓発等休業、配偶者 同行休業含む | 免除なし | 免除なし | |

<参考> 根拠規程（掛金免除関係）

【共済組合】

○地方公務員等共済組合法（抜粋）

（育児休業期間中の掛金等の特例）

第百十四条の二 育児休業等をしている組合員（次条の規定の適用を受けている組合員及び第百十四条の二第二項に規定する任意継続組合員を除く。次項において同じ。）が組合に申出をしたときは、前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める月の掛金等（その育児休業等の期間が一月以下である者については、標準報酬の月額に係る掛金等に限る。）は、徴収しない。

- 一 その育児休業等を開始した日の属する月とその育児休業等が終了する日の翌日が属する月とが異なる場合 その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの月
 - 二 その育児休業等を開始した日の属する月とその育児休業等が終了する日の翌日が属する月とが同一であり、かつ、当該月における育児休業等の日数として主務省令で定めるところにより計算した日数が十四日以上である場合 当該月
- 2 組合員が連続する二以上の育児休業等をしている場合（これに準ずる場合として主務省令で定める場合を含む。）における前項の規定の適用については、その全部を一の育児休業等とみなす。

（産前産後休業期間中の掛金等の特例）

第百十四条の二の二 産前産後休業をしている組合員（第百十四条の二第二項に規定する任意継続組合員を除く。）が組合に申出をしたときは、第百十四条の規定にかかわらず、その産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日の属する月の前月までの期間に係る掛金等は、徴収しない。

【互助会】

○一般財団法人静岡県職員互助会の会員に関する規則（抜粋）

（会費）

第5条 会員は、この法人の事業に要する費用に充てるための会費を負担する。

- 2 前項の会費は、各月の給料、地域手当及び扶養手当の合計額（日給を受ける会員にあっては、日給の22日分）に1,000分の4.5を乗じて得た額（円未満切捨て）とし、短期給付事業に100分の18、その他の事業に100分の82を充てるものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、代表理事は、次に掲げる会員の会費を免除することができる。
 - (1) 育児休業の承認を受けた会員
 - (2) 疾病又は負傷のため休職にされている会員（休職の期間中に給与が支給されない会員に限る。）